

# 審議事項 1 富山市自立支援協議会会長の選出

## 【要綱】

富山市障害者自立支援協議会運営要綱（抜粋）

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

## 【事務局推薦】

本協議会の会長であった野尻昭一委員（前富山市社会福祉協議会会長）が年度途中で退任されたことに伴い、新しい本協議会の会長選出について委員の皆様におはかりします。

富山市障害者自立支援協議会運営要綱第4条の規定により、「会長は、委員の互選により定める」こととなっています。

推薦する委員がありましたら、下記にご記入ください。また、推薦する委員がない場合、事務局案として社会福祉の分野に詳しく経験も豊富である高城繁委員（現富山市社会福祉協議会会長）を推薦しますので、事務局案でよい場合はご承認ください。

## 【選任】

会長の選任について、下記の、1、2のどちらかに○印をご記入ください。

また、委員ご本人のご署名をお願いします。

※どちらかに○印をお願いします。

1、 \_\_\_\_\_ 委員を推薦します

2、事務局に一任し、高城繁委員の会長就任を承認する

署名：富山市自立支援協議会委員 \_\_\_\_\_

